

# 水防災意識社会の再構築に 向けた取組

熊野圏域県管理河川水防災協議会  
(大規模氾濫減災協議会)

三重県

平成30年6月28日

## これまでの協議会の取り組み

- **（仮称）熊野圏域県管理河川水防災協議会設立準備会**  
日時：平成29年5月9日（火）14：00～15：00  
場所：熊野庁舎 101会議室
  - 熊野圏域県管理河川水防災協議会の設立、規約について
  - 平成27年9月鬼怒川決壊、平成28年10月台風10号被害
  - 県管理河川における現状の水害リスク情報や取組状況の共有
  
- **第1回 熊野圏域県管理河川水防災協議会**  
日時：平成29年5月25日（木）14：00～15：00  
場所：熊野庁舎 101会議室
  - 熊野圏域県管理河川水防災協議会の設立、規約について
  - 平成27年9月鬼怒川決壊、平成28年10月台風10号被害
  - 「水防災意識社会再構築ビジョン」の内容の共有
  - 県管理河川における現状の水害リスク情報や取組状況の共有

## これまでの協議会の取り組み

- 第1回 熊野圏域県管理河川水防災協議会幹事会  
日時：平成30年1月23日（火）14：00～15：00  
場所：熊野庁舎 101会議室
  - 水防災意識社会の再構築に向けた取組のとりまとめ

- 第2回 熊野圏域県管理河川水防災協議会  
日時：平成30年2月26日（月）14：00～15：00  
場所：熊野庁舎 101会議室
  - 水防災意識社会の再構築に向けた取組のとりまとめ

- 第3回 熊野圏域県管理河川水防災協議会  
日時：平成30年6月28日（木）14：00～15：00  
場所：熊野庁舎 101会議室
  - 規約改正（大規模氾濫減災協議会の設立）
  - H29,30取組の実施状況のフォローアップ

# 大規模氾濫減災協議会制度について

- 平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風第10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に展開し、水防災意識社会の再構築への取組が必要。
- 「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築を図る水防法等の一部を改正する法律が平成29年6月19日に施行されました。

## <大規模氾濫減災協議会制度の創設>

- ◆ 多様な関係者が連携し、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

### 対象河川

- 大規模氾濫減災協議会は、洪水予報河川又は水位周知河川を対象
- 国管理河川は、大規模氾濫減災協議会の組織を義務付け（水防法第15条の9 第1項）
- 都道府県管理河川は、地域の実情を踏まえ組織することができる（水防法第15条の10 第1項）

### 設置単位等

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として既に組織している協議会を法律上の「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ改組
- 設置単位は、これまでの協議会と同様に、協議会の構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、圏域や行政界などを考慮して複数の河川をまとめて組織することも可能

## 熊野圏域県管理河川水防災協議会 規約改正（案）

## 【規約の改正点】

第1条名称を設置と改め、本協議会を法律上の協議会であることを明記。

現行版	改正案
<p><u>(名称)</u></p> <p>第1条 <u>本会の名称は、熊野圏域県管理河川水防災協議会（以下「協議会」という。）とする。</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第2条 平成27年の関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確かなものにするを目的とする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。</p> <p>2 協議会には座長を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>水防法（昭和24年法律第198号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「熊野圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第2条 平成27年の関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確かなものにするを目的とする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。</p> <p>2 協議会には座長を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。</p>



## 対 象 河 川

水系名	河川名	読み	事務所	備考
逢川	逢川	あい	熊野建設事務所	
湊川	湊川	みなと	熊野建設事務所	
里川	里川	さと	熊野建設事務所	
里川	久保川	くぼ	熊野建設事務所	
熊野宮川	熊野宮川	くまのみや	熊野建設事務所	
西郷川	西郷川	にしご	熊野建設事務所	危機管理型水位計
井戸川	井戸川	いど	熊野建設事務所	水位計
井戸川	宿谷川	しゅくたに	熊野建設事務所	
井戸川	伊豆明神谷川	いずみようじんに	熊野建設事務所	
志原川	志原川	しはら	熊野建設事務所	水位計
志原川	産田川	うぶた	熊野建設事務所	水位周知河川
市木川	市木川	いちぎ	熊野建設事務所	水位計
尾呂志川	尾呂志川	おろし	熊野建設事務所	水位計
尾呂志川	広田川	ひろた	熊野建設事務所	危機管理型水位計
尾呂志川	阪本川	さかもと	熊野建設事務所	
尾呂志川	片川川	かたかわ	熊野建設事務所	
井田川	井田川	いだ	熊野建設事務所	
神内川	神内川	こうのうち	熊野建設事務所	危機管理型水位計
計	18			

\*この対象河川から、選定し取り組む

# 熊野圏域県管理河川 位置図 1

- 水位周知河川（県管理）
- その他検討河川（県管理）
- - - 協議会の区域を示す境界



## 熊野圏域県管理河川 位置図2





## 社会全体の水防災意識を確実なものとすることを 目的とした取組

- 今後概ね5年間で実施する取組

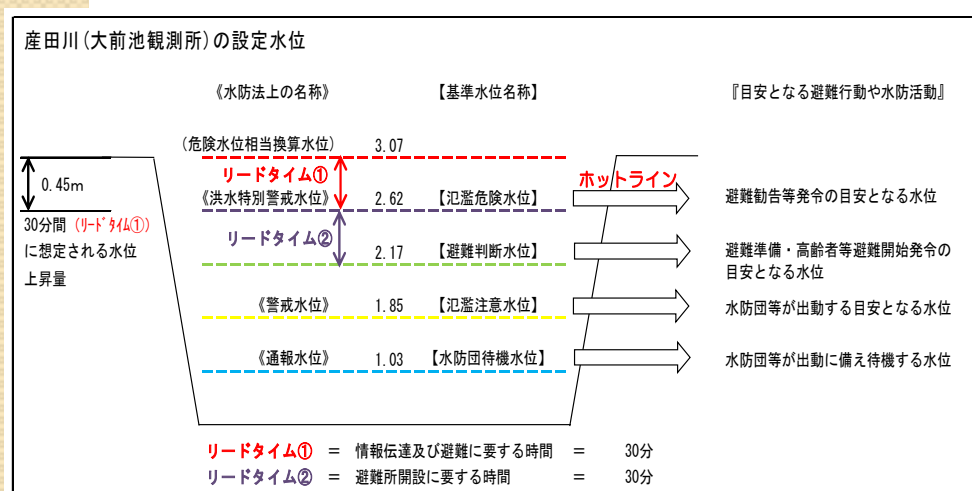
- (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- (2) 的確な水防活動のための取組
- (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
- (4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

# 熊野圏域県管理河川水防災協議会の取組状況

## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
1	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難勧告等の発令につながる情報を県と市町で共有します。 ・県から水位周知河川の情報等を市町長に直接電話等で伝えるホットラインの運用を行います。	産田川	運用中	三重県 熊野市
2	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。	産田川	平成31年 運用中	三重県 熊野市

### <ホットラインの運用>



### 《いつ》

氾濫危険水位に達し、以降も引き続きまとまった雨量が予想され水位の上昇が見込まれる場合。

### 《伝えるべき内容》

産田川の大前池観測所において、〇時〇分に氾濫危険水位に達しました。

危険箇所(熊野市久生屋町地内)でさらに水位が上昇する可能性があります。

## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
3	<b>【水害危険性の周知促進】</b> ・水害危険性の確認（量水標の設置、浸水状況等の確認等） ・水位周知河川の指定の検討	重要水防区域河川	実施中	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町
4	<b>【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】</b> ・要配慮者利用施設等の立地状況を確認し、施設管理者の避難確保計画の作成状況等を確認し、洪水時には情報伝達を行う。	産田川  他河川	平成30年  平成31年 実施中	熊野市  御浜町 紀宝町

熊野市井戸町 二級河川井戸川



紀宝町鶯殿 二級河川神内川



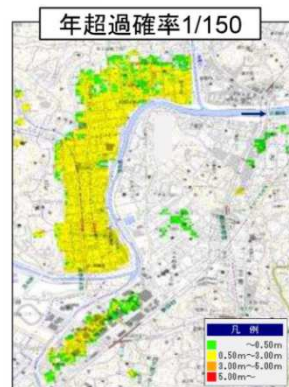


## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
5	<b>【想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握】</b> ・ 想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成し、市町に提供し、説明を行います。 * 熊野川水系：熊野川、板屋川、相野谷川	産田川  * 熊野川水系	平成30年	三重県
6	<b>【洪水ハザードマップの作成・配布】</b> ・ 県が作成した洪水浸水想定区域図や内水浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップを作成し、住民に配布します。	産田川	県の浸水提供後に着手予定	熊野市
7	<b>【浸水実績等の周知】</b> ・ 地域住民が水害のリスクを意識し、避難等を的確に行えるようにします。	全ての地区	平成30年	熊野市 御浜町 紀宝町

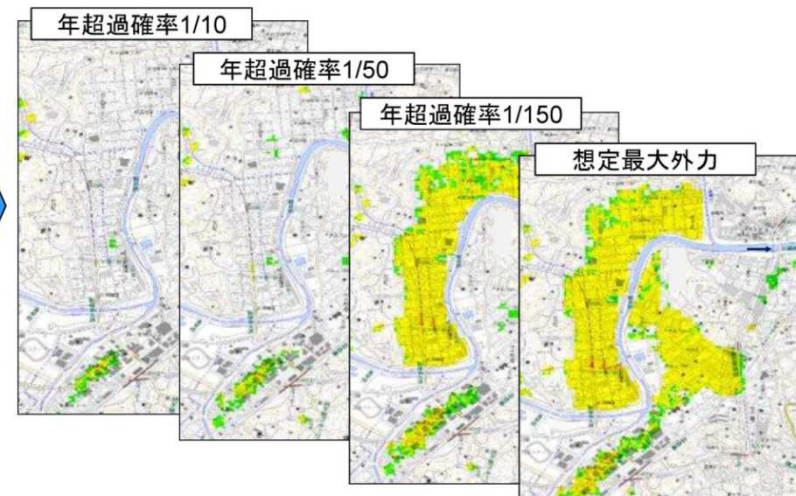
### これまで

洪水防御に関する計画の基本となる降雨のみを対象



### 今後

想定最大外力までの様々な規模の降雨を対象



※図は、あくまでイメージのため、実際の河川と必ずしも一致しない。

この図面はイメージです

## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
8	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。 (出前講座、「防災ノート」の配布等)	全ての地区	実施中	熊野市 御浜町 紀宝町
9	【住民防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。	全ての地区	平成30年	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町

### <防災ノート配布>



毎年、小学1、4年生及び中学1年生に防災ノートを配布

### <御浜町 小学校出前講座>



### <御浜町 住民出前講座>





## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
10	【水位、雨量情報の更なる周知】 ・雨量・水位情報を提供していることについて周知します。	全ての地区	実施中	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町

熊野管内の道路情報提供装置を利用し、「防災みえ.jp」をPRする



## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
11	<p>【危機管理型水位計・量水標の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように危機管理型水位計及び量水標の設置の活用をします。</li> </ul>	重要水防区域 河川 (今後、箇所 検討)	危機管理型水位 計(平成30 年)3箇所  量水標 (実施中)	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町
12	<p>【防災気象情報の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにします。</li> </ul>	全ての地区	実施中	気象庁



# あなたのまちに水位計を

～低コストで洪水時の観測に特化した水位計が導入できます～





# 避難勧告等の発令や住民の避難に役立つ水位情報を提供できます

## ● 初期費用

危機管理型水位計 100万円以下/台\*



▶ 電池等で5年間稼働,  
メンテナンスフリー

※機器本体のみ。取付け用付属物や設置費用を除く



## ● ランニングコスト

- ・ 通信費 (SIM)
  - ・ システム運営費
- 月々950円～  
/台



危機管理型水位計運用協議会  
が運営

新たなIoT技術を活用し、  
安価で使いやすい  
システムを開発

危機管理型  
水位計

洪水時に  
観測開始

設定水位



## 伊勢市の声 (平成30年度に危機管理型水位計を設置予定)

伊勢市では平成29年10月の台風21号による甚大な浸水被害を受け、河川水位の情報発信を強化するため、平成30年3月19日に設立された危機管理型水位計運用協議会へ参加し、危機管理型水位計を活用した取組みを進めています。

協議会参加により水位計の調達や、システムの構築等の様々な技術的な援助を受け、危機管理型水位計の設置と運用による避難体制の確立を進め、市民の安全な暮らしにつなげていきたいと考えています。

## ■危機管理型水位計とは

革新的河川技術(管理)プロジェクトにより開発した、洪水時の観測に特化した水位計です。洪水時の観測に特化すること、携帯通信網を利用すること、汎用部品を活用することにより、大幅にコストダウン・サイズダウンを図ったものです。

5年間無給電（電池等で稼働）、メンテナンスフリーが標準仕様となっています。



現場実証実験第一弾（鶴見川水系 鳥山川）



現場実証実験第二弾※寒冷地仕様（最上川水系）



## ■危機管理型水位計運用協議会とは

水位計のデータを処理，配信，表示するシステムを共同で運用するために設立した協議会（国11機関，31道府県，11市町 / 平成30年3月19日現在）。

- ①共同運用により水位計の運用コストを大きく削減
- ②水位データを一括して見える化
- ③初めて水位計を設置する市町村への支援

協議会に参加すると、危機管理型水位計を低コストで効率的・効果的に運用することができます。



### ●市町村が水位計(1台)を運用する場合のコスト試算

		水位計1台あたりの 使用料金(円/年)	備 考
初期設定費用		2,000	初期登録時のみ
基本料金		3,000	100台ごとに200円引き
使用料金	システム使用料金 (通信回線費含む)	8,400～	月額700円～ ・通信回線量 ：月1,500KBまで ・水位データ ：月1,000件のデータ受信まで
		<b>年間使用料金の合計</b> <b>11,400円～/年</b>	<b>月々</b> <b>950円～/台</b>

- ※ 料金には、水位計本体、水位計の設置等に関する費用は含まれません。
- ※ 料金設定は、今後の運営状況、追加機能等を踏まえ、随時見直されることがあります。
- ※ 料金は税抜きです。詳細については各契約の条件によります。
- ※ 通信回線は、水位計1台につき1回線を使用する想定です。

### ●提供画面イメージ



※開発時の画面イメージであり変更される可能性があります

### 問合わせ先

### 危機管理型水位計運用協議会運営事務局

〒102-8474 東京都千代田区麹町一丁目三番地（ニッセイ半蔵門ビル）  
 一般財団法人河川情報センター  
 電話 03-3239-2641 FAX 03-3239-0929 e-mail kss-kikaku@river.or.jp

## 2) 的確な水防活動のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
13	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。	重要水防区域 河川	実施中	三重県
14	【水防に関する広報の充実】 ・水防団員の募集、自主防災意識、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施します。	全ての区域	実施中	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町

河川点検



みえ風水害対策の日  
熊野イオン前



三重県 水防団員募集  
木本高校







## 2) 的確な水防活動のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
16	<b>【水門開閉訓練の実施】</b> ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。	全ての区域	平成30年	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町
17	<b>【市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】</b> ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施します。	県市町庁舎等	実施中	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町

### 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	対象
18	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（河川改修）】 ・計画的な河川改修を実施します。	計画河川	実施中	三重県

#### 二級河川 井田川 河川改修





### 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
19	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（堆積土砂撤去）】 ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市町で優先度を協議しながら選定します。	全ての区域 （毎年箇所選定）	実施中	三重県 熊野市 御浜町 紀宝町

二級河川神内川 堆積土砂撤去



二級河川尾呂志川 堆積土砂撤去



#### 4)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期 取組状況	取組機関
20	<p>【想定される土砂災害リスクの周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査を完了し、結果を公表します。</li> <li>・早期に土砂災害（特別）警戒区域を指定します。</li> <li>・指定した土砂災害（特別）警戒区域をわかりやすく公表します。</li> <li>・土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。</li> </ul>	圏域	<p>平成31年 基礎調査完了</p> <p>県より提供後に着手予定</p>	<p>三重県</p> <p>熊野市 御浜町 紀宝町</p>
21	<p>【豪雨時における土砂災害に対する警戒情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、FAX・電話により確実に市町へ伝達します。</li> <li>・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を公表します。</li> <li>・電子メールにより危険度情報を配信します。</li> </ul>	圏域	実施中	<p>気象庁</p> <p>三重県</p>

## フォローアップ

○毎年、出水期前に取組の進捗状況を確認し、出水期後にその年の出水時の対応について振り返り、次年度のフォローアップにつなげます。

○必要に応じて取組の見直しを行います。



# TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)



TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) は、  
被災地のニーズにあわせた  
技術的な支援を行います。



Technical  
Emergency  
Control - テックフォース  
FORCE TEC-FORCE : 緊急災害対策派遣隊

緊急災害対策派遣隊 Technical Emergency Control FORCE

国土交通省 中部地方整備局 

〇〇班  
隊長 中部 太郎

---

TEL:  
携帯メールアドレス:

平成28年6月

国土交通省 中部地方整備局 P1  国土交通省

## TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)とは

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)とは、被災した地方公共団体等の災害対応を支援する、国土交通省の組織です。

TEC-FORCEは、被災地域の地方整備局や地方公共団体が、十分な災害対応を講じることが困難となるような大規模自然災害等において出動し、災害対応の支援を行います。

### 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE※) 平成20年度創設

- 地震、水害・土砂災害等から国民の生命と財産を守ることは国の基本的責務
- 地球温暖化等による災害リスクの増大に対し、  
人員・資機材の派遣体制等の充実を図り、危機管理体制を強化

※Technical Emergency Control Force

・これまでの国による緊急支援はその都度体制をとって対応

- ・あらかじめ職員をTEC-FORCE隊員として任命するなど、  
事前に人員・資機材の派遣体制を整備し、迅速な活動を実施
- ・平時にシミュレーション、訓練を行うことによりスキルアップ

- 被災状況の迅速な把握
- 社会基盤施設の早期復旧
  - ・初動対応の迅速化
  - ・専門チームによる集中対応
  - ・復旧対策に関する技術指導の充実・強化
- 二次災害の防止
  - ・被災箇所に対する高度な技術指導
  - ・応急対策(立案・実施)
  - ・災害危険度予測(避難判断)
- その他災害応急対策
  - ・緊急輸送の調整

#### 活動内容 中部地整隊員数：1,354名(H28.5現在)

- 全国の地方支分部局職員等が本省の総合調整により活動
- 国が主体的に緊急調査を実施
- 関係機関と連携して必要な緊急応急対策を実施

事前に人員・資機材の派遣体制、  
受け入れ体制を整備



#### これまでの主な派遣実績

平成20年 6月	岩手・宮城内陸地震
平成20年 7月	岩手沿岸北部地震
平成21年 8月	駿河湾沖を震源とする地震
平成22年 9月	台風9号(静岡県駿東郡小山町)
平成23年 3月	東日本大震災(岩手県、宮城県、福島県)
平成23年 9月	台風12号(三重県熊野地域、和歌山県、奈良県)
平成24年 7月	九州北部豪雨(福岡県・大分県)
平成25年 9月	台風18号(福井県小浜市)
平成25年10月	台風26号(伊豆大島)
平成26年 2月	低気圧による豪雪(群馬県)
平成26年 8月	丹波市災害支援(兵庫県)、広島市災害支援(広島県)
平成26年 9月	御嶽山噴火(長野県王滝村・木曾町)
平成27年 9月	関東・東北豪雨(茨城県、宮城県) ※台風17・18号など
平成28年 4月	熊本地震(熊本県)

平成20年5月の創設以来、  
全国の災害現場に派遣。

そのほか、  
自治体等からの要請により  
火災現場等にも  
出動しています。



# TEC-FORCEの活動内容

被災状況・要請内容に応じた派遣を行います。

場所	役割	活動内容
TEC-FORCE 総合司令部	緊急災害対策派遣官	TEC-FORCE隊員全体の活動を総括する隊長として派遣される。 災害発生初期期には、先遣隊として派遣される
	総括班	被災状況や必要応援規模を把握するとともに、派遣先との調整（災害情報や応急対策活動状況等の情報の収集）を行うと共に、派遣官（隊長）をサポートし中部地整TEC-FORCE各班への連絡調整を行う
TEC-FORCE 現地	現地総括班	現地のTEC-FORCE各班及び災害対策本部との連絡調整（災害情報や応急対策活動状況等の情報の収集）により、被災地の支援ニーズの把握等を実施する ※主に大規模、広域災害時に限る
	情報通信班	国が保有する衛星通信車、Ku-SAT II（小型画像伝送装置）等の機材を活用し、被災地の映像情報配信や災害対策に係る被災地の通信回線を確保する
	被災状況調査班（ヘリ調査）	災害対策用ヘリコプターにより、広域にわたる被災状況調査を行う
	被災状況調査班（現地調査）	踏査等により、公共土木施設等の被害状況を調査し、被災箇所を早期把握を行う
	応急対策班	国が保有する照明車、排水ポンプ車、応急組立構架等の資機材を活用し、被災地の応急対策を支援する
	広報・ロジ班	TEC-FORCE隊員の現地での活動状況を記録し、広報活動を行うと共に、各隊員の活動サポートを行う
	高度技術指導班	特異な被災事象に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導を実施する
建築物判定班	被災建築物による2次災害の防止を図るため、地震により被災した建築物について、地震等による倒壊の危険性、落下物の危険性を速やかに判定し、危険性を情報提供する	

○災害発生初期期について

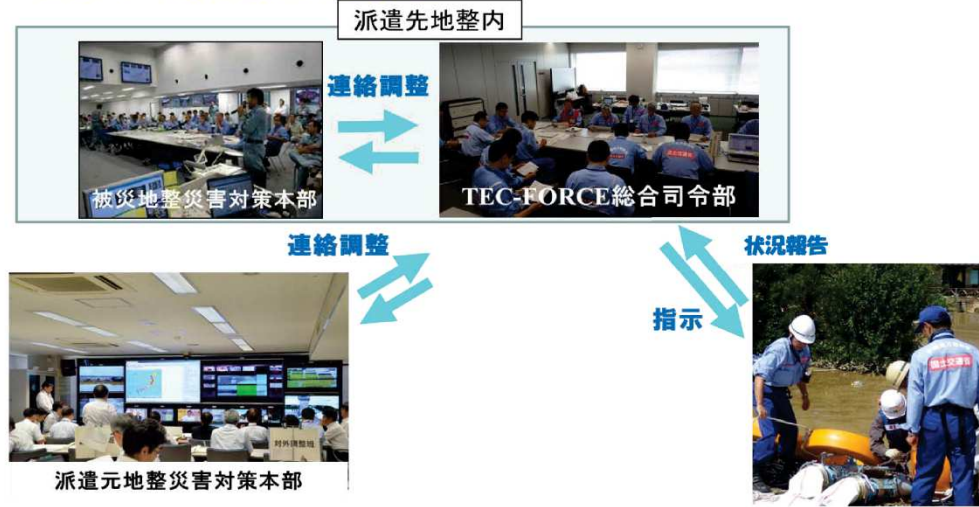
役割	構成	活動内容
先遣隊	緊急災害対策派遣官 総括班長 + (班員) 広報・ロジ班長 + (班員)	緊急災害対策派遣官、総括班、広報・ロジ班で初動対応に必要な要員で編成派遣

## TEC-FORCE各班の役割と活動イメージ（先遣隊）



## TEC-FORCE各班の役割と活動イメージ（総括班）

TEC-FORCE総合司令部(派遣地整内)にて、それぞれ指揮を受ける被災地整災害対策本部との連絡調整及び現地総括班又は現地各班への指示、災害情報、応急対策活動状況等の情報収集、気象等の情報提供等を実施



## TEC-FORCE各班の役割と活動イメージ（現地総括班）

※主に大規模、広域災害時に限る  
 現地本部にて、現地ブロックにて活動しているTEC各班への指示、被災自治体の支援ニーズの把握、TEC-FORCE総合司令部との連絡調整等を実施



P4



## TEC-FORCE各班の役割と活動イメージ（被災状況調査班等）

災害対策用ヘリによる迅速な被災状況調査や公共施設等の被災状況・利用の可否を現地で調査



災害対策用ヘリコプター



災害対策用ヘリコプターからの映像

崩落土砂による天然ダム形成



道路の被災状況調査



河川の被災状況調査



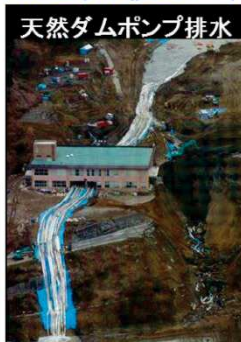
建築物危険度判定調査

## TEC-FORCE各班の役割と活動イメージ（応急対策班）

ポンプ排水、応急仮締切、土砂の撤去、除雪、迂回路の設置等の応急対策を実施



ポンプ排水



天然ダムポンプ排水



堤防決壊部応急仮締切



照明車による照明



ロボQ

無人バックホウ



除雪作業



応急組立橋

※民間の委託会社や応急対応の協定団体と一体となって活動する場合がある。



## TEC-FORCE各班の役割と活動イメージ(情報通信班)

被災状況の映像の配信、電話等の通信回線の確保構築



## TEC-FORCE各班の役割と活動イメージ(高度技術指導班)

特異な被災事例等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導



## TEC-FORCE各班の役割と活動イメージ(広報・ロジ班)

TEC-FORCE隊各班の活動状況の記録・とりまとめや、活動状況等の情報提供、報道機関等への対応を担当



## リエゾン(情報連絡員)

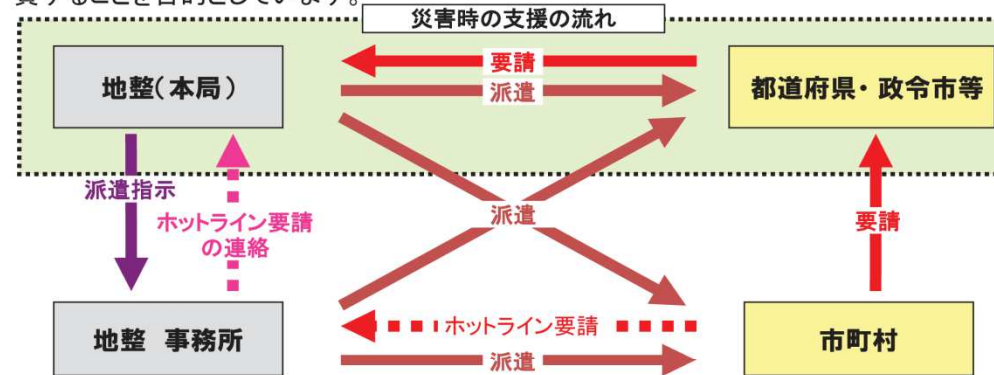
リエゾン(情報連絡員)は、災害時に整備局職員を連絡窓口として自治体に派遣され、

- ①整備局・自治体相互の情報共有
- ②TEC-FORCEやヘリコプター・照明車等、災害対策用機械等の自治体への応援派遣に係る調整
- ③災害復旧等の支援に関する自治体からの相談受付・整備局への伝達



熊本大震災でのリエゾン活動

等を行い、迅速かつ的確な災害対策及び災害支援に資することを目的としています。



## 資材および災害対策用機械の貸与

国土交通省が保有する災害復旧用資材および災害対策用機械を貸与することができます。

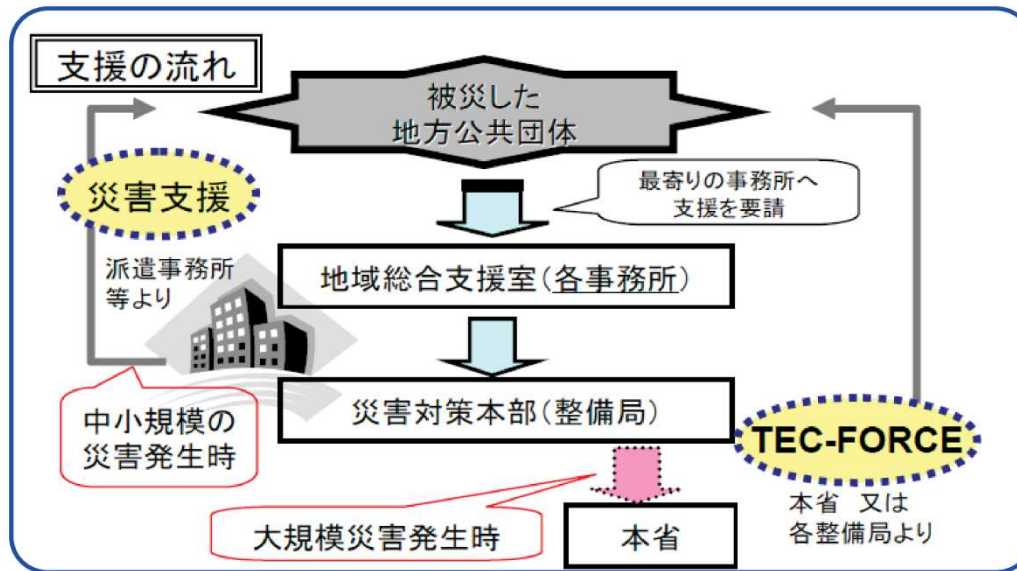
### ■ 貸与可能な主な資材類

資材	用途・概要
異形ブロック	根固めブロック など
砕石	道路の補修材 など
土砂	土のうの中詰め土砂 など

### ■ 貸与可能な主な災害対策用機械※

機械・機器	用途・概要
対策本部車	災害現場での現地対策本部
衛星通信車	災害現場での衛星回線接続
排水ポンプ車	堤内地等の排水
照明車	夜間の災害現場の照明
待機支援車	災害現場における、休息施設・資機材運搬
応急組立橋	早期の交通路確保のための仮橋
小型衛星画像伝送装置(Ku-sat)	通信衛星を利用した動画画像伝送
高感度カメラ	災害現場での画像撮影用カメラ
発電機	災害現場での非常用電源装置
簡易画像伝送装置	通信車進入不可地域での近距離画像伝送装置





**地域総合支援室窓口一覧表** 防災に関する支援・災害に関する支援に関するお問い合わせはこちらどうぞ。

地域	事務所名	〒	住所	窓口対応者	電話番号	排水ポンプ車	照明車	対策本部	特機支援車
静岡県	沼津河川国道事務所	410-8567	沼津市下香貫外原3244-2	副所長	055-934-2001	●	●	●	●
	富士砂防事務所	418-0004	富士宮市三園甲1100	副所長	0544-27-5221				
	静岡河川事務所	420-0068	静岡市葵区田町3-108	副所長	054-273-9100	●	●	●	●
	静岡国道事務所	420-0054	静岡市葵区南安倍2-8-1	副所長	054-250-8900		●	●	
	清水港湾事務所	424-0922	静岡市清水区白の出町7-2	副所長	054-352-4146			●	
	静岡堂津事務所	420-0823	静岡市葵区春日2-4-25	所長	054-255-1421			●	
	長島ダム管理所	428-0402	橋原郡川根本町犬間541-3	所長	0547-59-1021				
	浜松河川国道事務所	430-0811	浜松市中区名保町266	副所長	053-466-0111	●	●	●	
	三峰川総合開発工事事務所	396-0402	伊那市長谷溝口1527	副所長	0265-98-2921				
	天竜川ダム総合管理事務所	399-3801	上伊那郡中川村大草6884-19	所長	0265-88-3729				
長野県	天竜川上流河川事務所	399-4114	駒ヶ根市上穂南7-10	副所長	0265-81-6411	●	●	●	●
	飯田国道事務所	395-0024	飯田市東栄町3350	副所長	0265-53-7200		●	●	●
	設楽ダム工事事務所	441-1341	新城市杉山字大東57	副所長	0536-23-4331				
	矢作ダム管理所	444-2841	豊田市開羅瀬町東畑67	所長	0565-68-2321				
	豊橋河川事務所	441-8149	豊橋市中野町字平西1-6	副所長	0532-48-2111	●	●	●	
	三河港湾事務所	441-8075	豊橋市神野埴田町1-1	所長	0532-32-3251				
	愛知国道事務所	464-0066	名古屋市千種区池下町2-62	副所長	052-761-1191				
	名古屋国道事務所	467-0833	名古屋市瑞穂区藤田町2-30	副所長	052-653-7320		●	●	
	中部技術事務所	461-0047	名古屋市東区大幸南1-1-15	副所長	052-723-5701	●	●	●	●
	名古屋国道事務所	467-0847	名古屋市瑞穂区神穂町5-3	副所長	052-823-7911			●	
愛知県	庄内河川事務所	461-0052	名古屋市北区福徳町5-52	副所長	052-914-6711	●	●	●	
	名古屋港湾空港技術調査事務所	457-0833	名古屋南区東又兵卫町1-57-3	所長	052-612-9981				
	名古屋港湾事務所	455-0045	名古屋港区築地町2	副所長	052-651-6266				
	高山国道事務所	506-0055	高山市上岡本町7-425	副所長	0577-36-3811		●		●
	丸山ダム管理所	505-0301	加茂郡八百津町輪の巣1422-5	所長	0574-43-1108				
	新丸山ダム工事事務所	505-0301	加茂郡八百津町八百津3351	副所長	0574-43-2780				
	多治見砂防国道事務所	507-0023	多治見市小田町4-8-6	副所長	0572-25-8020		●	●	
	岐阜国道事務所	500-8262	岐阜市西部本部1-36-1	副所長	056-271-9811		●	●	
	木曾川上流河川事務所	500-8801	岐阜市志部町5-1	副所長	056-251-1321	●	●	●	
	越美山系砂防事務所	501-0605	揖斐郡揖斐川町極楽寺137	副所長	0585-22-2161				
岐阜県	木曾川下流河川事務所	511-0002	桑名市大字福島465	副所長	0594-24-5711	●	●	●	●
	北勢国道事務所	510-8013	四日市市南富田町4-6	副所長	059-363-5511		●	●	
	四日市港湾事務所	510-0064	四日市市新正3-7-27	副所長	059-351-1357				
	三重河川国道事務所	514-8502	津市広明町297	副所長	059-229-2211	●	●	●	
	紀勢国道事務所	515-0005	松阪市鎌田町144-6	副所長	0598-52-5360				●
	蓮ダム管理所	515-1615	松阪市飯高町森1810-11	所長	0598-45-0371				

●印の災害対策用機械を保有しています



国土交通省中部地方整備局 企画部 防災課  
〒460-8514名古屋市中区三の丸2-5-1  
名古屋合同庁舎2号館Tel: 052-238-8357